

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

## 【1】新製品・新技術の開発 (P1)

- 平成 29 年度「医工連携事業化推進事業(開発・事業化実証事業)」の公募開始 **【NEW】** …… 経済産業局

## 【2】販路拡大・海外展開 (P2~7)

- 平成 29 年度補正予算「商店街・まちなか集客力向上支援事業(商店街集客力向上支援事業)」の2次募集開始 **【NEW】** …… 経済産業局
- 平成 29 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募開始 **【NEW】** …… 経済産業局
- 平成 29 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募開始 **【NEW】** …… 経済産業局
- 海外での商談会や輸出相談などの事業実施 …… 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 …… 北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用 …… 北海道

## 【3】融資 (P8~13)

- コストアップに対応する融資制度及び相談室 …… 北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度) …… 北海道
- 北海道の融資制度における借換 …… 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室 …… 北海道
- 平成 28 年 8 月の大雨等被害により影響を受けている中小企業向け融資制度及び相談室 …… 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 …… 北海道

## 【4】雇用の確保 (P14~19)

- 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の創設 …… 労働局
- 「高年齢雇用開発特別奨励金」の支給要件の変更 …… 労働局
- 生涯現役起業支援助成金のご案内 …… 労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内 …… 北海道
- 宿泊業における従業員の処遇改善に向けた普及啓発セミナーのご案内 **【NEW】** …… 北海道
- 道内中小企業における働き方改革推進セミナー(情報通信業・道路貨物運送業編)のご案内 **【NEW】** …… 北海道

## 【5】人材育成 (P20~24)

- 3 月~4 月開講講座のご案内 **【更新】** …… 中小企業大学旭川校
- 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成 29 年度訓練生募集 **【更新】** …… 北海道
- 能力開発セミナー(2-3 月開講予定)のご案内 **【更新】** …… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 …… 労働局・北海道他

## 【6】各種相談

- コストアップに対応する融資制度及び相談室 **【再掲】** …… 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室 **【再掲】** …… 北海道
- 平成 28 年 8 月の大雨等被害により影響を受けている中小企業向け融資制度及び相談室 **【再掲】** …… 北海道

## 【7】イベント・セミナー (P25~31)

- パッケージデザイン展及びトークショーの開催 **【NEW】** …… 経済産業局
- 「省エネ・温暖化対策等関連補助金説明会」の開催 **【NEW】** …… 経済産業局
- BCPワークショップの開催~事業継続計画の作り方~ **【NEW】** …… 経済産業局
- 改正FIT法に関する直前説明会の開催~北海道(札幌会場)は3月7日~ **【NEW】** …… 経済産業局
- 医療機器開発・事業化支援セミナー及び平成 29 年度「医工連携事業化推進事業(開発・事業化事業)」公募説明会開催 **【NEW】** …… 経済産業局
- HOPの成果等に関する説明会(道内12カ所)の開催 **【NEW】** …… 開発局
- 北海道よろず支援拠点 地域支援機関連携フォーラムの開催 **【NEW】** …… 中小企業総合支援センター

## 【8】東京オリンピック・パラリンピック関連 (P32)

- 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする受注機会拡大に役立つサイトのご案内 …… 北海道

## 【9】その他 (P33~34)

- 「中小企業向け“使える!”経済産業省支援メニューガイドブック」の作成 …… 経済産業局
- 平成 29 年度公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 **【NEW】** …… 開発局

平成 29 年度「医工連携事業化推進事業（開発・事業化実証事業）」の  
公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

（国研）日本医療研究開発機構（AMED）では、平成 29 年度「医工連携事業化推進事業（開発・事業化事業）」を実施する補助事業者を公募します。

本事業は、高度なものづくり技術を有する中小企業・ベンチャー等の医療機器分野への新規参入や、医療機関との連携・共同事業を促進し、医療現場のニーズに応える医療機器の開発・事業化を目標としています。

◆公募期間

平成 29 年 2 月 3 日（金）～平成 29 年 3 月 31 日（金）17:00 必着

◆対象者

本事業は、機関を対象として公募し、「ものづくり中小企業」、「製造販売企業」、「医療機関」を含む共同体を組成した国内の民間企業が代表機関として応募できます。

◆公募要領等

公募要領・提案様式等、事業の詳細は以下のウェブサイトでご確認ください。

平成 29 年度「医工連携事業化推進事業（開発・事業化事業）」に係る公募について（（国研）日本医療研究開発機構のウェブサイト）

【URL】<http://www.amed.go.jp/koubo/020120170116.html>

◆申請・問い合わせ先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 7 番 1 号

（国研）日本医療研究開発機構 産学連携部医療機器研究課 医工連携事業化推進事業担当

E-mail: ikou\_nw "AT" amed.go.jp（アドレスの“AT”の部分を変えてください）

※お問い合わせは必ず E-mail でお願いします。

電話および FAX でのお問い合わせは受付できません。

◆公募説明会（北海道会場）

本公募事業の説明会を以下のとおり開催します。北海道会場においては、補助事業の公募説明に加え、医工連携の事例や支援制度の紹介など、セミナー形式で開催します。

なお、公募説明会への出席は、応募の必須条件ではありません。

【日時】平成 29 年 3 月 7 日（火）13:30～16:30

【場所】京王プラザホテル札幌 B1 プラザホール（札幌市中央区北 5 条西 7-2-1）

【対象】大学・研究機関・支援機関・医療機器メーカー及びものづくり中小企業等

【定員】100 名（先着順・参加無料）

プログラム及びお申し込みの方法は、当局のウェブサイトをご覧ください。

医療機器開発・事業化支援セミナー及び平成 29 年度「医工連携事業化推進事業（開発・事業化事業）」公募説明会を開催します

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokio/20170210/index.htm>

平成 28 年度補正予算「商店街・まちなか集客力向上支援事業（商店街集客力向上支援事業）」  
の 2 次募集を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

商店街集客力向上支援事業事務局では、平成 28 年度補正予算「商店街・まちなか集客力向上支援事業（商店街集客力向上支援事業）」の 2 次募集を開始しました。

◆事業概要

商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、外国人観光客の消費需要等を取り込むための環境整備や消費喚起につながる IC 型ポイントカードシステム又はキャッシュレス端末の整備を支援することにより、商店街等の集客力を向上させ、生産性の向上や経営力の強化を図ることを目的とするものです。

【対象事業】

(1) 商店街等において、外国人観光客数の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、外国人観光客の消費需要等を取り込むための以下の事業

- ・環境整備（免税手続カウンター、Wi-Fi 機器、デジタルサイネージの設置等）
- ・防犯カメラの設置 ※単独では補助対象外です。
- ・指さしシート等の接客ツールの作成
- ・外国人対応に関する専門家招聘 等

(2) 商店街等において、歩行者通行量の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、消費喚起につながる IC 型ポイントカードシステム又はキャッシュレス端末整備事業

【対象事業者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

【補助額・補助率】

◇上限額：7,500 万円 ◇下限額：100 万円 ◇補助率：2/3 以内

◆公募期間

平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 3 月 8 日（水）（当日消印有効）

◆公募要領等

詳細・募集要領等については、以下をご覧ください。

商店街集客力向上支援事業公式ウェブサイト

【URL】<http://syoutengai-customers.jp/>

◆申請・問い合わせ先

商店街集客力向上支援事業事務局（(株)全国商店街支援センター）

〒104-0043 東京都中央区湊 1-6-11 ACN 八丁堀ビル 3 階

TEL：03-6228-3629

## 平成 29 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募を開始しました。

※本事業は、国会での平成 29 年度予算成立が前提となります。

### ◆事業の目的

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

### ◆補助対象者

下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体（任意グループ、事業協同組合）であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

#### 1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した（以下「閉鎖等」という。）又は申請の日以降 1 年以内（親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内）に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

#### 2. 新分野進出要件

新分野（進出先）の事業に係る「売上高（又は売上総利益の額）」、「有形固定資産（土地を除く。）の額」、又は「従業員数」のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

### ◆補助対象経費 事業費、販路開拓費、試作・開発費

### ◆補助率等 補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額：1 件あたり 500 万円（交付決定下限額：100 万円）

### ◆公募期間

受付開始：平成 29 年 1 月 26 日（木）

一次締切：平成 29 年 3 月 2 日（木）17:00 必着／二次締切：平成 29 年 5 月 31 日（水）17:00 必着

### ◆公募資料

公募資料等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170126\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170126_2/index.htm)

## 平成 29 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました。

※本事業は、国会での平成 29 年度予算成立が前提となります。

### ◆事業の目的

本事業は、2 者以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、下請取引の依存状態からの自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的にしています。

### ◆補助対象者

下請中小企業振興法第 8 条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者（大企業、協力者を除く）が補助対象者となります。

### ◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

### ◆補助率等

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額：1 件あたり 2,000 万円（交付決定下限額：100 万円）

### ◆公募期間

受付開始：平成 29 年 1 月 26 日（木）

第一次締切：平成 29 年 3 月 2 日（木）17:00 必着

第二次締切：平成 29 年 5 月 31 日（水）17:00 必着

### ◆公募資料

公募資料等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170126\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170126_2/index.htm)

### ◆参考

下請中小企業振興法の計画認定については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm>

海外での商談会や輸出相談などの事業を実施しています

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やセミナーなどの委託事業を実施しています。募集中の事業の詳細については、受託事業者のホームページをご覧ください。  
(ホームページ：<http://www.h-food.or.jp/>)

◆海外商談会

- ・香港（食品全般） 12/24-27 募集終了
- ・シンガポール（機能性食品・スイーツ） 1/19 募集終了
- ・台湾（食品全般） 2/15 募集終了
- ・タイ（食品全般） 2/20-21 募集終了
- ・UAE(ドバイ・アブダビ)（食品全般） 2/6, 8 募集終了

◆輸出アドバイザーの配置

輸出に係る相談や、海外での販路開拓、物流手続の支援を行うアドバイザーを、道内と海外に配置しています。ご相談を希望する場合は受託者にお問い合わせください。

- ・道内アドバイザー（担当地域：東アジア、北米・EU、中東）
- ・海外現地アドバイザー（シンガポール、タイ）

（活用事例）

- ・輸出入規制等の課題把握とその解決方策の検討、輸出対象商品の発掘など。
- ・海外現地アドバイザーは、現地向けの商流・定期物流網を持っていますので、ご相談ください。

◆道内セミナー

- ・ムスリム対応セミナー(旭川2月20日、釧路2月27日、北見3月1日。札幌、函館、帯広は終了)  
ハラール食品の提供についてわかりやすく解説します。また、各セミナー翌日に、希望企業に対し、専門家が店舗や工場などに赴きアドバイスを行う個別訪問を実施します。
- ・道産食品輸出促進セミナー・相談会(2月28日、札幌)  
海外商談会等の事業の取組状況や、これを踏まえた輸出に向けたヒントなどを、道内・海外現地アドバイザーが広くお知らせします。(輸出・商品開発についての個別相談も実施)

◆問い合わせ先

受託者：(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者：北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等



ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

## 「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー<sup>ド</sup>o）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成25年4月1日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

### 《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること  
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われたヒト介入試験の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、委員会を設置し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年2回（5月、11月）
- ◆表示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

#### ＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

#### 【認定マーク】



#### 【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

### 《認定数》

- ◆37社71品目（平成28年12月現在）

### 《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約30%売上額が増加しています。中には、3倍、4倍に増えた事例もあります。（道の平成27年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
  - ・ヘルシーDoフェア（平成28年度は12月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで7回開催）
  - ・「健康博覧会2017」（2月15日～2月17日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道機能性食品ゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

### ◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5226



コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

また、相談室を設置し、コストアップの影響を受けている中小企業の方々の経営及び金融に関する相談を受け付けています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・原材料が高騰して収益を圧迫している・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_costup.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で  
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	1,250万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます（北海道）

道の融資制度（中小企業総合振興資金）では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.6~2.2 変動:1.6
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年	固定:1.4~2.0 変動:1.4
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内	(1年)以内	

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け  
融資制度及び相談室のご案内

(北海道)

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談室を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」	
	「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 また、認定基準は次のとおりです。 【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止(平成28年1月1日)以降、1か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去3年間における各年のいずれかの同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去3年間における各年のいずれかの同期比10%以上であること。 (1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (3)根室市に事業所を有する方(さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません)	
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3%	《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346

釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182

根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

**平成28年8月の大雨等により影響を受けている  
中小企業向け融資制度及び相談室** (北海道)

道では、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)により被害を受けた中小企業者等の方々の早期復旧と経営の安定を融資制度及び相談室により支援します。

◆制度概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	(1)	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)の被害により、経営に影響を受けているもの ＜適用地域＞ 道内全市町村
	(2)	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※特定中小企業者の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要となります。 【認定要件】 ・指定地域において、事業を1年以上継続しておこなっていること ・平成28年台風10号に係る災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること ＜指定地域＞ 南富良野町 ＜指定期間＞平成28年8月30日～平成29年3月15日
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内)	
融資利率	固定金利 年1.1%(融資期間5年以内) 年1.3%(融資期間10年以内) 変動金利 年1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_28oome.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_28oome.htm)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。</li> <li>申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。</li> </ul>			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の創設について**

**【平成28年10月19日創設】**

**（北海道労働局）**

この助成金は、自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主を支援し、生活保護受給者や生活困窮者等の方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

**○ 生活保護受給者や生活困窮者を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します。**

以下の①～③のいずれにも該当する方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により常用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

**① 生活保護受給者又は生活困窮者**

▶「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

**② 自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方**

▶自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

**③ 自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方**

▶自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。

※雇入れ日において上記全ての項目を満たす必要があります。  
詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

- ◆雇い入れた労働者に対する配慮事項など支給申請にあわせて報告していただきます。
- ◆対象となる事業主の要件は、雇用保険の適用事業主であること、対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないことなどの対象要件があります。詳細は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- ◆雇入れから6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

**○ 〈支給額〉 ～対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します～**

対象労働者	企業規模	支給対象期間	支給額		
			第1期	第2期	支給総額
短時間労働者 以外の労働者	大企業	1年	25万円	25万円	50万円
	中小企業	1年	30万円	30万円	60万円
短時間労働者	大企業	1年	15万円	15万円	30万円
	中小企業	1年	20万円	20万円	40万円

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部地方訓練受講者支援室  
TEL 011-709-2311(内線 3642)

◆厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139221.html>

平成 29 年 1 月 1 日の雇入れから

**「高年齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件が変更となります**

(北海道労働局)

「高年齢者雇用開発特別奨励金」は、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、65 歳以上の離職者等を 1 年以上継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して支給される助成金です。

平成 29 年 1 月 1 日から、65 歳以上の方についても「高年齢被保険者」として、雇用保険の適用対象となることに伴い、標記奨励金の対象労働者、事業主の要件も、平成 29 年 1 月 1 日の雇入れから下記のとおり変更となります。

<対象労働者の要件>

- ① 雇入れ日現在の満年齢が 65 歳以上の方
- ② **紹介日において雇用保険の被保険者でない方**(紹介日において 1 週間の労働時間が 20 時間以上となる就労や自営等を行っている方は失業状態にないとみなされ対象となりません)

※ 従来要件とされていた下記については、要件から削除されることとなります

- ・雇用保険の被保険者資格を喪失した日の翌日から 3 年以内に雇入れされた方
- ・雇用保険の被保険者資格を喪失した日以前 1 年間に被保険者期間が 6 カ月以上あった方

<事業主の要件>

- ① ハローワーク等の紹介により、1 年以上継続して雇用する労働者として雇入れ、**雇用保険の高年齢被保険者とした事業主**

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター3階 011-738-1056

◆参 考:厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_kounenrei.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_kounenrei.html)



## 生涯現役起業支援助成金のご案内（北海道労働局）

中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

### ◆制度概要

中高年齢者の方が起業（起業日の年齢が40歳以上）するにあたって、中高年齢者を雇入れた場合（60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上）、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

### 雇用創出措置とは・・・

対象労働者（※1）の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。（※1：計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人（雇入れ日時時点の年齢が40歳以上の人に限る））

### ◆支給額と助成対象費用について

起業者（※2）の区分に応じて、計画期間内（12か月以内）に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。（※2：法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主）

起業者の区分	助成率	助成額の上限（※3）
起業者が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者が40～59歳の場合	1/2	150万円

（※3：助成対象となる費用（下記参照）ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。）

### 【助成対象となる費用】

募集・採用に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民間有料職業紹介事業の利用料</li> <li>▶ 求人情報掲載費用</li> <li>▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用</li> <li>▶ 就職説明会の実施に関する費用</li> <li>▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用（交通費・宿泊費）</li> <li>▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用（交通費・宿泊費）</li> <li>▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用（引越費用、交通費・宿泊費）</li> <li>▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用</li> <li>▶ 職場見学・体験（インターンシップ）の実施費用（募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費）</li> </ul>
教育訓練に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用</li> </ul>

◆助成対象とならない費用があるなど、詳細な支給要件がありますので、活用を検討される際は、北海道労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-2294

◆厚生労働省北海道労働局ホームページ

[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/joseikin.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html)

## 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内

(北海道)

北海道では、地域の企業を対象に、就業環境の整備や労働生産性の向上に向けた包括的な支援などについて、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。  
是非、お気軽にご相談ください。

### ◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

**「働き方」に関する企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが無料で受けられます。**

#### ■ 社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌市内)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、労働問題や労働環境の整備などの労働面のアドバイスと生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる対応窓口(無料)を設置しています。

#### ■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で毎月開催！

センターから離れている地域の皆さんには、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において、毎月1回開催する出張相談会をご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

#### ■ 「働き方改革アドバイザー」があなたの会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接あなたの企業を訪問し、実態に即した適切な助言・指導を行います。  
(常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業等を対象に、1法人につき2回まで訪問します。)

### ◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 制度を導入する際に助成制度を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

### ◆ご利用方法

相談希望の方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。  
また、メールやFAXによる相談も承っています。

### ◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)



## 「宿泊業における従業員の処遇改善に向けた普及啓発セミナー」 のご案内

【新規】（北海道）

観光産業は本道にとって地方創生を担う重要な産業であり、近年、外国人観光客が急増しているところですが、宿泊業においては、従業員の定着・確保が進まず、人手不足が課題となっています。

本セミナーでは、本年度実施したアンケート調査結果をもとに、従業員の処遇改善など働き方改革を通じた人材確保の方策について、情報・意見交換を行います。

是非、お気軽にご参加ください。

- ◆開催日時 平成29年2月24日(金)
- ◆場 所 TKPビジネスセンター 赤レンガ前「すずらん」  
札幌市中央区北4条西6丁目 毎日会館5階
- ◆対 象 道内の宿泊業者(経営者層)、行政、各種団体など
- ◆定 員 50名
- ◆主 催 北海道

### プログラム

I 13:30～13:50

#### 道内宿泊業における実態調査の結果(報告)

一般社団法人 北海道総合研究調査会(HIT)

II 13:50～14:50

#### 専門家による講演「働き方改革」にかかる論点の整理と課題解決の方向性

内閣官房「地域働き方改革支援チーム」のメンバー

株式会社リクルートホールディングス

リクルートワークス研究所 所長

大久保 幸夫(おおくぼ ゆきお)氏



III 14:50～15:20

#### 事例報告と意見交換

進行 一般社団法人 北海道総合研究調査会(HIT) 理事長

五十嵐 智嘉子(いがらし ちかこ)氏

IV 15:20～15:30

#### ほっかいどう働き方改革支援センターの紹介

### ◆問合せ・申込先

「一般社団法人 北海道総合研究調査会(HIT)」【担当/横田・井芹・星野】

電話番号 011-222-3669 /FAX 011-222-4105

メール [iseri@hit-north.or.jp](mailto:iseri@hit-north.or.jp)

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/grp/05/syukuhaku.pdf>

## 道内中小企業における働き方改革推進セミナー (情報通信業・道路貨物運送業編)のご案内

【新規】(北海道)

北海道における働き方改革を推進するため、昨年12月に「ほっかいどう働き方改革支援センター」を開設したところですが、このたび、本道における「働き方改革」を推進するため、人手不足が課題となっている情報通信業・道路貨物運送業の就業環境の改善をテーマとしたセミナーを開催します。

道内で活躍する社会保険労務士及び中小企業診断士をお招きし、業界特有の課題やその解決策をわかりやすく解説していただくほか、先進的な取組を実践している企業からの事例紹介や従業員を対象に実施した実態調査結果を踏まえた働き方改革を進めるための改善策などについて提案します。

是非、お気軽にご参加ください。

- ◆開催日時 平成29年3月15日(水) 13:30~16:00
- ◆場 所 ホテル札幌ガーデンパレス2階 丹頂  
(札幌市中央区北1条西6丁目)
- ◆対 象 情報通信業、道路貨物運送業の企業経営者、人事労務ご担当者、行政職員など
- ◆定 員 50名
- ◆申込締切 平成29年3月13日(月)
- ◆主 催 北海道

### プログラム

<第1部> 13:30~14:40

#### 講演① 『道路貨物運送業における「働き方改革」について(仮)』

講師 「働き方改革アドバイザー」(ほっかいどう働き方改革支援センター委嘱)  
社会保険労務士 吉川 幸志 氏

#### 講演② 『情報通信業と「働き方改革」の関連性について(仮)』

講師 斎藤情報システムデザイン事務所 代表  
中小企業診断士 情報処理技術者 斎藤 学 氏

<第2部> 14:50~16:00

報告 実態調査結果報告(情報通信業、道路貨物運送業)と改善策のご提案  
株式会社道銀地域総合研究所

#### 事例紹介 「先進事例の紹介」

- ・【道路貨物運送業】 丸吉運輸機工株式会社
- ・【情報通信業】 株式会社流研

センター紹介 ほっかいどう働き方改革支援センターの概要について

### ◆問合せ・申込先

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル 3階  
北海道中小企業団体中央会内  
TEL:011-206-1495  
E-mail:hatarakikatasien@doginsoken.jp  
担当:村上





中小企業大学校旭川校 3月～4月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成29年3月～4月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.503 ネット活用による販路開拓の進め方Ⅱ  
「売れる」ネットショップづくりの勘所

『思うように売り上げが出なくてなやんでいる』、『サイトを開設したばかりで製品(商品)やサービスの訴求方法がわからない』、そんなサイトオーナーやWEB担当者に対して、自社の商品やサービスの紹介ページを徹底的に磨き上げ、「売れる」ネットショップの勘所を身につけていただきます。

◆この研修のポイント

1. 個別コンサルティング  
 >事業戦略 >ネットショップ経営 >Webでの情報発信 を学びます。
2. ネットショップを構築するための基本的な知識を習得します。
3. 個別事例研究を通して自社サイトを捉え直し、そこから得た情報やヒントをもとにした実践的なサイト構築を学びます。

- ◆実施期間 3月8日(水)～10日(金) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 経営幹部 管理者(実務に携わる方も含む)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 ソフィアブレイン 小宮山 真吾氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095261.html>

【CPDS 認証講座(21ユニット取得可)】

No.1 建設業のための現場管理者養成講座  
建設業特有の課題に対応するための現場リーダー研修

建設業の現場を想定し、関係者を調整して円滑な現場運営を実現するうえで必要となるリーダーシップと、建設業の現場で発生するさまざまな問題を解決できる力を身につけることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 建設業の現場を想定し、業界特化型のリーダー研修です。
2. リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決といった、現場リーダーに必須のスキルを学びます。
3. 受講者からは、「社内活性化に役立つ」「自信を取り戻せた」「達成感があった」と好評の研修です。

- ◆実施期間 4月11日(火)～13日(木)
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者・新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 北海道ジョブパートナー代表 西條 永里子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100008.html>



No.2 経営に活かす財務講座・決算書の見方編

経験のない人でも身につく！決算書を読み取る力

財務や経理部門の経験の少ない方を対象に財務諸表の仕組み・見方について基本から学び、日々の業務に活かせる財務の基本知識を習得します。

◆この研修のポイント

1. 経理・財務に関する経験がない方にも、分かりやすく説明します。
2. 決算書のしくみを図解で分かりやすく学びます。
3. 自社の決算書を使用することで、研修の中で自社の財務分析が出来るので、業務と財務のつながりをイメージしながら学べます。

◆実施期間 4月18日(火)～20日(木)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者・新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 中小企業診断士 三浦 淳一氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100009.html>

No.3 事例で学ぶ5Sと目で見える管理

現場が支える中小企業のための、現場改善の取り組み方

生産現場のムリ・ムダ・ムラを発見し、整理・整頓・清潔・清掃・躰(5S)と見える化を実現する手順を学び、自社の現場改善と改善活動定着手法を習得します。

◆この研修のポイント

1. 自社内に5S活動を展開して、整った職場を実現することができます。
2. 全社的にムダのない清潔な職場を実現し、企業イメージ・信頼性の向上と収益性アップが期待できます。製造業のみならず、小売業や、介護事業など、労働集約型産業には特に効果が上がります！
3. 職場の現状を目で見える管理に表現できるようになり、職場のムリ・ムラ・ムダを発見できるようになります。

◆実施期間 4月25日(火)～28日(金)

◆研修時間 27時間

◆対象者 管理者・新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 高田 忠直氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100010.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の  
平成29年度の訓練生を追加募集しています！

【更新】（北海道）

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。  
募集している訓練科目及び人員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。  
また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、  
科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院	障害者校
	一般選考(追加)	一般選考(随時)
出願期間	学院、科目により異なりますので、 各学院にお問い合わせください。 (平成29年3月下旬頃まで予定)	平成29年1月30日(月) ～平成29年4月10日(月)
試験日	学院が指定する日	① 3月1日(水)、②3月22日(水)、③4月13日(木)
受験資格	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を有すると認められた方 (平成29年3月卒業見込みを含む)  ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方	
試験内容	学力試験(国語、数学)、面接試験	

◆ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0083	室蘭市東町3丁目1-11	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（4-5月開講予定）のご案内【更新】（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

4-5月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実 施 時 期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	1級建築科 I	施工管理技士学科受験対策	北見市	○			○	H29.4.20	H29.6.1	15	30	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード基礎	室蘭市	○			○	H29.5.22	H29.6.9	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科	第二種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		H29.5.9	H29.5.30	7	49	10





**パッケージデザイン展及びトークショーを開催します**

～デザインで北海道のおいしいを、もっと伝えるパッケージデザイン展 2016～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、デザイン活用の重要性や知的財産としての権利保護の必要性を多くの人に知ってもらうため、当局が主催したコンテストに全国のデザイナーや学生等から応募された、道内企業 9 商品の新たなパッケージデザイン全 214 作品を紹介する展示会を開催します。

コンテストにおいて、商品の魅力を「最大限」伝えるデザインとして受賞した作品は、審査委員のアドバイスを反映したデザインもお披露目します。

展示会初日は、受賞者表彰式及び審査委員によるデザイントークショーも開催します。

◆開催概要

本展示会では、優秀作品をより商品化にふさわしいものに近づけるため審査委員のアドバイスを反映した作品やその着眼ポイントを合わせて紹介することで、商品をより魅力的に見せるアイデアやヒントを提案します。また、併せて作品応募者のプロフィール紹介も設置します。

◆デザインで北海道のおいしいを、もっと伝える パッケージデザイン展 2016

◇札幌会場

【開催期間】平成 29 年 2 月 20 日（月）～2 月 25 日（土）10:00～20:00

【場所】サッポロファクトリーアトリウム（札幌市中央区北 2 条東 4 丁目）

・トークショー及び表彰式

【日時】平成 29 年 2 月 20 日（月） 表彰式 13:30～、トークショー 14:00～15:30

<審査委員>

富田 光浩（ONE INC.）アートディレクター／クリエイティブディレクター

鎌田 順也（KD）アートディレクター／グラフィックデザイナー

池端 宏介（(株)インプロバイト）コピーライター／北海道 食のデザインディレクター

◇函館会場

【開催期間】平成 29 年 3 月 20 日（月）～3 月 24 日（金）7:00～25:00

【場所】函館 蔦谷書店（函館市石川町 85-1）

◆申込方法等

事前申込み不要、入場無料

事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20170124\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20170124_2/index.htm)

「省エネ・温暖化対策等関連補助金説明会」を開催します

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局、環境省北海道地方環境事務所、農林水産省北海道農政事務所は、省エネ・地球温暖化対策等につながる設備を導入する際に利用できる補助金制度（平成29年度予算関連）や省エネ政策の動向など、3省合同で紹介します。

◆開催スケジュール

- ◇旭川市【日時】平成29年2月21日（火）14:00～16:00  
【場所】旭川商工会議所 2階大ホール（旭川市常盤通1）
- ◇帯広市【日時】平成29年2月27日（月）14:00～16:00  
【場所】帯広商工会議所 6階大会議室（帯広市西3条南9丁目1）
- ◇札幌市 ※申し込みが定員に達したため、受付を終了いたしました。  
【日時】平成29年3月6日（月）14:00～16:00  
【場所】ホテル札幌ガーデンパレス 2階丹頂・白鳥（札幌市中央区北1条西6）
- ◇函館市【日時】平成29年3月8日（水）14:00～16:00  
【場所】函館市民会館大会議室（函館市湯川町1丁目32-1）

◆対象・参加費

【対象】企業、団体、行政機関等 【参加費】無料

◆プログラム

- ◇省エネ法の執行状況、政策の動向と経済産業省の省エネルギー対策に関する補助制度
- ◇環境省の地球温暖化対策に関する補助制度
- ◇農林水産省のエネルギー対策に関する補助制度
- ◇電力・ガスの全面自由化について ほか

◆申込方法

申込先は、開催地によって異なります。詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20170120/index.htm>

◆申込締切：各開催日の2日前。ただし、開催日が月・火曜日の場合は、前週の金曜日。

◆問い合わせ先

- ◇経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
TEL：011-709-2311（内線2635、2636）FAX：011-726-7474  
E-mail：hokkaido-energy@meti.go.jp
- ◇環境省 北海道地方環境事務所 環境対策課  
TEL：011-299-1952 FAX：011-736-1234  
E-mail：REO-HOKKAIDO@env.go.jp
- ◇農林水産省 北海道農政事務所 事業支援課  
TEL：011-330-8810 FAX：011-520-3063  
E-mail：baiomasu\_810117@hokkaido.maff.go.jp

## BCP ワークショップを開催します

～ 事業継続計画のつくり方 ～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、自然災害等の緊急事態に遭遇した中小企業等が、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために有効な BCP（事業継続計画）の策定を推進しています。

本ワークショップでは、中小企業庁で提供している「中小企業 BCP 策定運用指針」に基づいた BCP 策定演習を行います。

### ◆開催概要

#### 【日時・場所】

帯広市：平成 29 年 2 月 24 日（金）14:00～ 帯広信用金庫中央支店ビル 3 階セミナールーム

札幌市：平成 29 年 3 月 10 日（金）14:00～ 札幌信用金庫本店ビル 3 階セミナールーム

【対象・定員】 中小企業・各会場 20 名程度

【内容】 中小企業 BCP 策定運用指針に基づいた BCP 策定演習

実施機関：（一社）中小企業診断協会北海道

### ◆申込方法

申込方法等詳細は、（一社）中小企業診断協会北海道のウェブサイトをご覧ください。

◇2/24 帯広市開催分【URL】 <http://www.shindan-hkd.org/2017/01/bcp224.html>

◇3/10 札幌市開催分【URL】 <http://www.shindan-hkd.org/2017/02/bcp310.html>

### ◆問い合わせ先

（一社）中小企業診断協会北海道

TEL：011-231-1377（担当：守谷）

### ◆協力

帯広市、（公財）とかち財団、帯広信用金庫

札幌信用金庫

### ◆BCP（事業継続計画）とは

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したもの。

### ◆参考

BCP 策定に際してのお役立ち情報は、以下のポータルサイトで随時提供しています。

中小企業のための BCP（当局のウェブサイト）

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/bcp/index.htm>

## 改正 FIT 法に関する直前説明会を開催します

～北海道（札幌会場）は 3 月 7 日～

【新規】（北海道経済産業局）

再生可能エネルギーの導入促進を目指し、平成 28 年 5 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）」が改正され、平成 29 年 4 月から新制度に移行されます。

経済産業省では、スムーズな新制度への移行に向けて、新制度の内容や切り替えに伴う影響などについて、移行直前のタイミングで、資源エネルギー庁の担当者から直接説明する会を、札幌（3 月 7 日）をはじめ全国 11 カ所で開催します。

### ◆開催概要

◇開催地：東京・大阪・福岡・広島・高松・仙台・鹿児島・沖縄・富山・名古屋・札幌

### ◆札幌会場

【日時】平成 29 年 3 月 7 日（火）第 1 回 13:00～／第 2 回 15:45～

【場所】札幌国際ビル 8 階 国際ホール（札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 番地）

【定員】各回 150 名（事前申込制・先着順・参加費無料）

### ◆申込締切：平成 29 年 3 月 2 日（木）※札幌会場

### ◆全会場共通

◇開催時間（1 日 2 回開催します。プログラム・説明内容は同じです）

第 1 回 13:00～14:45（開場・受付開始 12:30～）

第 2 回 15:45～17:30（開場・受付開始 15:15～）

#### ◇プログラム

新制度説明（75 分）資源エネルギー庁担当者

質疑応答（30 分）質疑応答

#### ◇事前申込制

### ◆申込方法

お申し込みは、直前説明会専用ウェブサイトからお願いします。

締切は、会場毎に異なります。

改正 FIT 法に関する直前説明会（説明会事務局のウェブサイト）

【URL】<http://www.unej-jimukyoku.jp/fit-setsumei/>

### ◆問い合わせ先

改正 FIT 法に関する直前説明会参加受付事務局

TEL：03-6432-4447（受付時間 土日を除く 10:00～17:00）

**医療機器開発・事業化支援セミナー及び平成 29 年度「医工連携事業化推進事業（開発・事業化事業）」公募説明会を開催します**

【新規】（北海道経済産業局）

北海道医療機器関連産業ネットワーク（事務局：当局ほか）では、道内ものづくり中小企業の医療機器関連産業への参入支援と医工連携の促進を目的に、医療機器の開発・事業化に向けた具体的な支援制度や、活用事例などを紹介するセミナーを開催します。

また、現在(国研)日本医療研究開発機構（AMED）では、平成 29 年度「医工連携事業化推進事業（開発・事業化事業）」を実施する補助事業者を公募していますので、その内容もあわせて説明します。

◆開催概要

- 【日時】平成 29 年 3 月 7 日（火）13:30～17:00（開場 13:00）
- 【場所】京王プラザホテル札幌 B1 プラザホール（札幌市中央区北 5 条西 7-2-1）
- 【定員】100 名（参加無料）
- 【対象】企業、大学、研究機関、支援機関 等

◆プログラム

13:30～ 第 1 部 医療機器開発・事業化支援セミナー

講演 1 「医療機器開発支援ネットワーク」

～開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援～  
(株)三菱総合研究所 主任研究員 藤井 倫雅 氏

講演 2 「医療機器開発支援ネットワークを活用した事業化事例」

～音のバリアフリーを実現する「ミライスピーカー」～  
(株)サウンドファン 代表取締役 佐藤 和則 氏

講演 3 「医療機器アイデアボックス」

～医療現場のニーズをものづくり企業に橋渡しする Web サイト～  
(国研)日本医療研究開発機構（AMED）産学連携部

講演 4 「医工連携事業化推進事業活用事例」

～晩発生放射線障害予防のための X 線線量計の開発～  
北海道大学 保健科学研究所 教授 石川 正純 氏

15:45～ 第 2 部 公募説明会

◇平成 29 年度「医工連携事業化推進事業（開発・事業化事業）」について  
(国研)日本医療研究開発機構（AMED）産学連携部

◇質疑応答

◆申込方法

申込方法等、事業の詳細は当局のウェブサイトでご確認ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokio/20170210/index.htm>

◆申込締切：平成 29 年 3 月 3 日（金）

## HOPの成果報告と今後の運営体制について

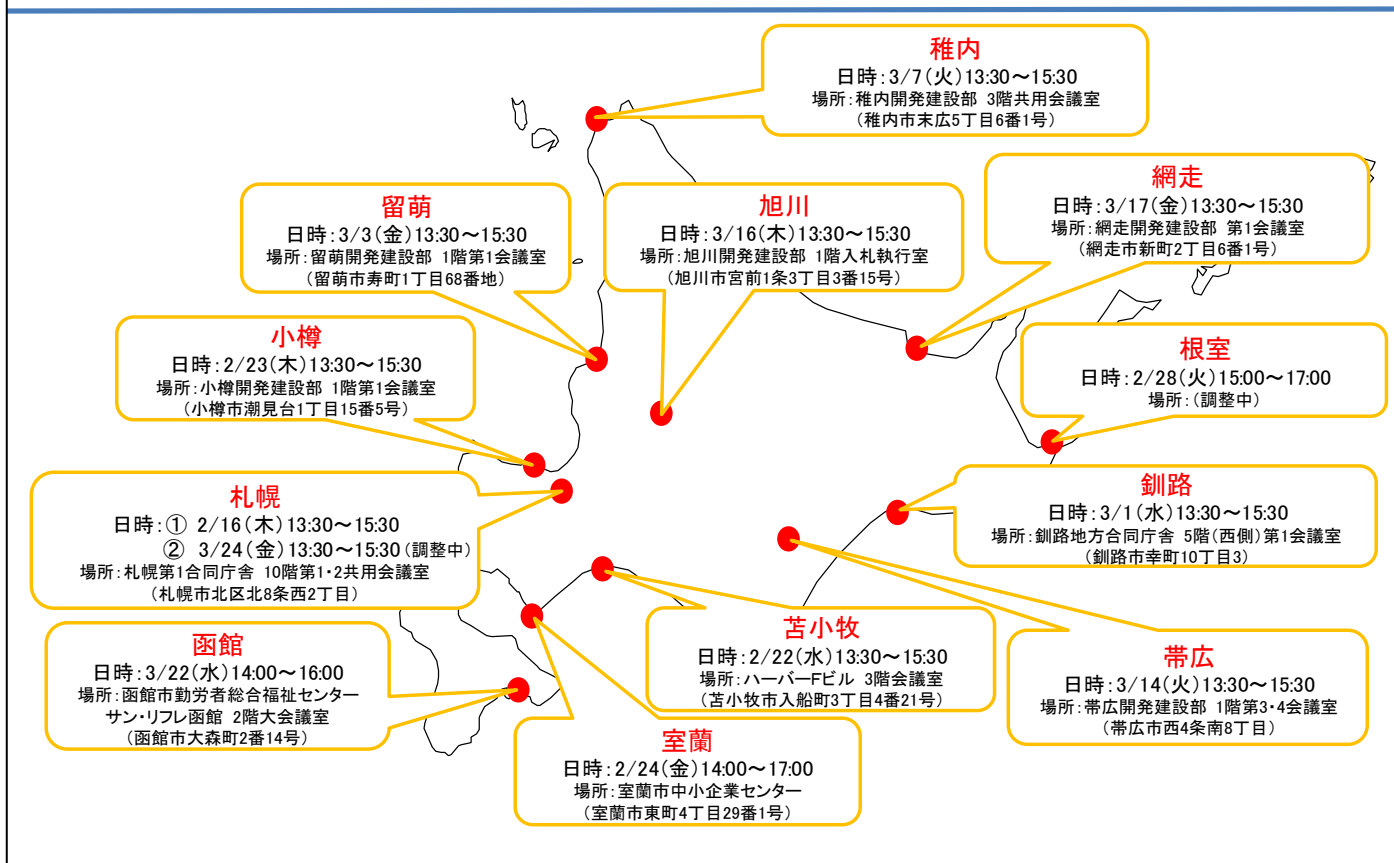
～2月16日札幌開催を皮切りに道内12カ所でHOPの成果等に関する説明会を開催します～  
**【新規】（北海道開発局）**

北海道産品の輸出拡大を図るため、平成25年9月に「北海道国際輸送プラットフォーム(HOP)推進協議会」〔事務局：北海道開発局、北海道庁、札幌大学〕が設立され、輸出手続きの代行及び小口冷凍・冷蔵輸送し、初心者でも簡単に輸出が行える「HOP1サービス」や外国人観光客向けの宅配サービス「海外おみやげ宅配便」を始め、商談会の開催、海外アンテナショップへの出品等、様々な取組を実施して参りました。

予定していましたHOPの5カ年事業が今年度で終了し、平成29年4月からは、協議会に参加していた民間企業が中心となり、海外とのマッチング機能を強化した一般社団法人北海道国際流通機構(仮称)が新設され、自治体及び道内企業とも連携して更なる輸出拡大を図ることとされています。

つきましては、下記のとおり全道12カ所で説明会を開催しますので、ご興味のある方は参加いただきますようお願い申し上げます。

## HOPの成果等に関する説明会 開催日時（北海道全体で12箇所）



◆申込方法 : 北海道開発局ホームページに各会場の申込書を掲載しておりますので、ご確認ください。

<ホームページのURL> [http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/setumeikai.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/setumeikai.html)  
 ※調整中の内容につきましては、詳細が決まり次第、北海道開発局ホームページでお知らせします。

◆照会先 : 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 調査係 <担当:黒川、藪田>  
 TEL : 011-709-2311(内線5617)

「北海道よろず支援拠点 地域支援機関連携フォーラム」を開催します【新規】

(公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道経済産業局からよろず支援拠点事業を受託し、札幌本部のほか道内6支部に北海道よろず支援拠点を設置し、支援機関等との連携を図りながら、中小企業・小規模事業者のみなさまが抱える売上拡大や経営改善などの経営課題解決に向けたサポートを行っています。このたび、中小企業・小規模事業者及び関係支援機関等を対象とした「北海道よろず支援拠点 地域支援機関連携フォーラム」を開催します。本フォーラムでは、札幌証券取引所アンビシャス市場へ上場するフュージョン株式会社の代表取締役社長佐々木卓也氏を講師にお迎えし、顧客志向のマーケティングによる売上拡大手法や同社の事業戦略などについてご講演いただきます。また、北海道よろず支援拠点の活動状況・支援事例を報告するとともに、支援制度等の情報提供を行います。

◆開催概要

【日時】平成29年3月9日(木)14:00~17:00

【会場】ホテルモントレーデルホフ札幌 13階「ベルヴェデーレ」(札幌市中央区北2条西1丁目1)

【定員】150名 無料

【対象者】中小企業・小規模事業者、支援機関、商工団体、金融機関ほか

【主催】公益財団法人北海道中小企業総合支援センター(北海道よろず支援拠点)

【共催】経済産業省北海道経済産業局

【後援】独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部、北海道、北海道商工会連合会、札幌商工会議所、一般社団法人中小企業診断協会北海道

◆プログラム

[基調講演]「顧客志向のマーケティングによる売上拡大手法と自社事業戦略」  
フュージョン株式会社 代表取締役社長 佐々木 卓也 氏

[活動報告]「北海道よろず支援拠点活動報告」  
北海道よろず支援拠点 チーフコーディネーター 中野 貴英

[支援事例]「ご当地ブランドグルメ『伝統の漁師メシ・岩内鯨和次郎』の企画・販売」  
合同会社いわない前浜市場 代表社員 櫛田 泉 氏

[連携事例]「よろず支援拠点と連携した食分野の商品開発における研究シーズ活用」  
(地独)北海道立総合研究機構食品加工研究センター 食品開発部長 柳原 哲司 氏

[情報提供]「中小企業向け支援施策のご紹介」  
経済産業省北海道経済産業局産業部中小企業課小規模企業係長 高橋 俊弘 氏

[情報提供]「北海道の融資制度について」  
北海道経済部地域経済局中小企業課金融グループ主任 高野 智彦 氏

[情報提供]「北海道中小企業総合支援センターの支援制度について」  
(公財)北海道中小企業総合支援センター 経営支援部主事 外山 拓弥

◆申込締切：平成29年3月6日(月)

申込方法、詳細については、センターのウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hsc.or.jp/yorozu/seminar/2017309forum.htm>

◆申込・問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター(北海道よろず支援拠点)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

TEL 011-232-2407 FAX 011-232-2011 メール:[soudan@hsc.or.jp](mailto:soudan@hsc.or.jp)



## 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする受注機会拡大に役立つサイトのご案内 (北海道)

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック（以下、「東京2020大会」）の開催を契機として、中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれることから、東京都及び都内の中小企業支援機関では、こうしたチャンスを都内の中小企業はもとより、日本全国の中小企業に波及させ、その優れた技術・製品等を世界に発信するため、「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」を立ち上げています。

同協議会では、東京2020大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」の運営を開始しており、ユーザー登録を受け付けていますので、ご案内します。

また、この度、この「ビジネスチャンス・ナビ2020」が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の入札手続きに活用されることになりました。

平成29年4月以降（予定）、組織委員会の入札手続きは原則として「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用することになり、組織委員会の入札に参加するためには、「ビジネスチャンス・ナビ2020」への事前登録（無料）が必要になるとのことですので、併せてご案内します。

### ◆情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」の概要

- ・東京2020大会等を契機とする中長期的な中小企業等の受注機会拡大を支援
- ・官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト
- ・サイトを通じて新規取引先の開拓が可能
- ・全国の中小企業等が利用可能

「ビジネスチャンス・ナビ2020」URL

<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>

### ◆組織委員会の東京2020大会に向けた調達物品について

（想定される発注案件例）

《組織委員会作成資料で「調達の対象」として記載されているもの》

- ・各競技会場で使用する仮設設備（テント、座席、フェンス他）、機器、備品、サービス
- ・輸送・物流で使用する機器、備品、サービス
- ・各競技で使用する設備、機器、備品、サービス
- ・放送関連施設で使用する機器、備品、サービス
- ・選手村で使用する設備、機器、備品、サービス
- ・セレモニー（開閉会式・聖火リレー・表彰式他）で使用する機器、備品、サービス
- ・警備やテクノロジーサービスに関する機器、備品、サービス
- ・東京2020の各オフィスで使用する機器、備品、サービス

※上記には、大会パートナーから供給される設備、備品、サービス等も含まれています。

参考 URL

「東京2020 組織委員会における調達について」

（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/procurement/guide/>

「東京2020 公認プログラム「ビジネスチャンス・ナビ2020」東京2020 組織委員会の入札  
手続きにおける活用が決定！！」（東京都庁）

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/12/13/02.html>

### ◆問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ

（TEL 011-204-5331）

**「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました**

～ 平成 28 年度予算・補正予算・税制 ～

(北海道経済産業局)

北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や海外展開等をサポートするため、平成 28 年度補正予算事業を中心に「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

**◆本ガイドブックは、当局のウェブサイトからダウンロードできます。**

公募期間や応募先等、未定の情報は、決まり次第随時更新します。

中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

**◆掲載事業**

**【設備投資】**

1. 革新的ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金  
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
2. 生産性向上設備投資促進税制  
機械装置・建物等を導入する事業者を税制面から支援します(特別償却 50%または税額控除 4%)
3. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例  
新たに機械装置を取得する中小企業を税制面から支援します(固定資産税を 3 年間半減)

**【小規模事業者向け】**

4. 小規模事業者持続化補助金  
生産性向上や販路開拓に取り組む小規模事業者の広報費や店舗改装費等を補助します

**【海外展開】**

5. コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業補助金  
地域発コンテンツ等の海外展開を通じた日本の魅力発信に資するプロモーション費用等を補助します
6. 中小企業等外国出願支援事業補助金(3 次公募)  
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

**公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか**  
**～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～**

**【新規】（北海道開発局）**

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」に取り組んでいます。現在、平成 29 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施について、是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品（ツアー）を企画してください。  
 施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、施設によっては、普段は公開していないエリアにご案内しています。（無償）

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、千歳川遊水地群〈舞鶴遊水地〉（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、樽前山砂防施設（苫小牧市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、定山溪ダム（札幌市）、豊平峡ダム（札幌市）、滝里ダム（芦別市）、国道 37 号白鳥大橋（室蘭市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、北海幹線用水路関連施設群（赤平市ほか）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）、古平漁港衛生管理型施設（古平町）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）、函館漁港船入潤防波堤（函館市）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）、稚内港〈北防波堤ドームなど〉（稚内市）、富良野盆地地区（中富良野町）、仙法志漁港衛生管理型施設（利尻町）、苫前漁港衛生管理型施設（苫前町）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道 273 号三国峠（上士幌町）、国道 334 号知床横断道路（羅臼町・斜里町）、釧路港〈国際バルク戦略港湾〉（釧路市）、網走港〈帽子岩ケーソンドックなど〉（網走市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆問い合わせ先 平成 29 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【公共施設見学ツアー例：国道 37 号白鳥大橋（室蘭市）】



〈白鳥大橋全景〉



〈主塔からの眺め〉



〈主塔中間部の見学〉



〈ケーブル施設の見学〉